

理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用の支給基準等に関する規程

制定 平成24年5月16日

改正 平成30年3月28日

(目的)

第1条 この規程は、定款第13条及び第27条に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用の支給基準等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 常勤理事の報酬は、給与、地域手当及び賞与とする。

2 非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬は、非常勤役員等手当とする。

(報酬の額)

第3条 常勤理事の報酬は、別に評議員会が定める総額の範囲内でこの規程及び理事会が定めるところにより支給する。

2 常勤理事の給与の月額は、それぞれ次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 理事長 | 878,000円 |
| (2) 常務理事 | 809,000円 |
| (3) その他の常勤理事 | 673,000円 |

(地域手当)

第4条 常勤理事の地域手当の月額は、別に定める職員の給与規程に準ずる。

(賞与)

第5条 常勤理事の賞与は、次のとおりとする。

- (1) 賞与は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤理事に対して支給する。これらの基準日前1箇月前に退職し、又は死亡した場合も同様とする。
- (2) 賞与の額は、それぞれ基準日現在において常勤理事が受けるべき給与及び地域手当の月額並びに給与に100分の25を乗じて得た額並びに給与及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た合計額に、6月1日在職者にあつては1.40、12月1日在職者にあつては1.55を乗じて得た額を基準として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長は、理事会の承認を得て、その者の業務の実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

一 6ヶ月 100分の100

- | | | |
|---|------------|---------|
| 二 | 5ヶ月以上6ヶ月未満 | 100分の80 |
| 三 | 3ヶ月以上5ヶ月未満 | 100分の60 |
| 四 | 3ヶ月未満 | 100分の30 |

(非常勤役員等手当)

第6条 非常勤役員等手当については、1人1日当たり3万円を超えない範囲内で、評議員会が定めるところにより支給する。

(給与等の支給日及び計算期間)

第7条 給与は毎月1日から末日までの分を1月分とし、毎月20日に支給する。

- 2 給与の支給日が休日にあたる時は、順次その前日に繰り上げて支給する。
- 3 賞与の支給日は、職員給与規程の期末・勤勉手当の支給日に準ずる。

(新たに常勤理事となった者の給与)

第8条 新たに常勤理事となった者には、その日から給与を支給する。ただし、退職し、又は解任された常勤理事が即日常勤理事に選任されたときは、その日の翌日から給与を支給する。

(常勤理事でなくなった者の給与)

第9条 常勤理事が退職し、解任又は死亡により役員でなくなったときは、その日まで給与を支給する。

(給与の日割り計算)

第10条 前2条の規定により給与を支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(退職手当)

- 第11条 常勤理事が、退職又は死亡により退任した場合においては、在職期間1月（1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。）につき、その者の退職日における俸給月額に100分の20以内の割合を乗じて得た額に相当する額（100円未満の端数が生ずる場合は、100円に切り上げた額）を退職手当としてその者（死亡による退職の場合は、その法定相続人）に支給する。
- 2 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接その者に支給する。ただし、定款第26条第1号の規定により解任されたときは、退職手

当は支給しない。

- 3 第1項の在職期間は、当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

第12条 理事及び監事並びに評議員が職務の遂行に当たって負担した費用については、請求により支給する。

- 2 常勤理事の通勤手当の額は、実費を支給する

(補則)

第13条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

- 2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。(平成24年5月16日評議員会議決)
- 2 この規程の施行時において、現に常勤理事であった者の第11条第1項及び第3項に規定する施行前までの退職手当算定の支給割合及び在職期間については、なお従前の例による。
- 3 協会以外の団体等から報酬を受けて協会に派遣されている常勤理事については、第12条を除き本規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月28日評議員会議決)